

# 公益法人改革と日本衣料管理協会の対応について

一般社団法人 日本衣料管理協会

平成12年12月「行政改革大綱」が閣議決定されて以来、わが国の「公益法人制度改革」への本格的な取組みが進められてきました。民法で公益法人制度が規定されて以来、実に110年ぶりの大改革です。今回の公益法人制度改革は、現行の公益法人制度に見られるさまざまな問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記により法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうち公益目的事業を行うことを目的とする法人については、民間有識者による公益認定等委員会の意見に基づき公益認定を行うというのが骨子です。

この改革で、公益法人として存続することを選択した現行の公益法人は、いわゆる改革3法の施行から5年間の移行期間中（平成20年12月1日～平成25年11月30日）に、『公益社団法人』の認定申請をするか、『一般社団法人』の認可申請をするかの選択をし、改革3法のうちの「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に適合するように体制を整備し、所要の準備を進めてゆく必要があります。

この改革に対応して、日本衣料管理協会（以下「本協会」）は、平成20年度通常総会で、『公益社団法人』を目指すことを議決しましたが、翌年の通常総会では、これを白紙撤回し、本協会にとって「公益」「一般」のいずれが将来の発展につながるのか、調査研究、情報収集を行って慎重に検討して最終結論をだすことを議決しました。

本協会の財政に目を向けますと、総収入のうち、会費に依存する比率が25%、事業収入他の比率は75%です。本協会は、事業収入の中心を占める資格認定、テキスト刊行、研修事業といった人材育成につながる活動を、今後、積極的に展開することが関係業界や社会の要請であると考えています。繊維業界において、技術が次世代に伝承されない、技術が著しく後退しているとの危機感が迫っている折、本協会は、技術の裏付けとなる正しい専門知識を資格認定・研修事業を通じて関係業界へ普及してゆく、TES受験テキスト、大学で使うTA教育テキストを企画・刊行して正しい専門知識を維持・継承してゆくことを、もっとも重要な使命と認識しております。

このような本協会に課せられた使命を果たすために、「公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない」、「総費用の50%以上を、公益目的事業の実施のために使用しなければならない」という事業活動の制約が伴う『公益認定』を選ぶより、「事業活動が自由化される」「事業の収益・費用についての制限がない」一般社団法人を選ぶことが最良の判断との結論に達し、本協会は『一般社団法人』の認可申請をすることを決め、この方針が平成22年度の通常総会で出席者全員の賛同を得て決定いたしました。

日本衣料管理協会は、平成23年4月1日より、自由度の高い活動ができる『一般社団法人』に変更して、繊維業界の要請に応えられる団体、会員大学の期待に応えられる団体として新発足し、繊維業界の人材育成に係る諸活動を一層充実させてまいりたいと考えています。

（文責：大谷）